一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定実験試験局制度に関する特例事業及び国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業

○内閣府告示第百七十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二十号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年五月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　仙北市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　仙北市　地方創生・近未来特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国有林野活用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業、特定実験試験局制度に関する特例事業及び特定非営利活動法人設立促進事業

○消防庁告示第十五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年六月九日

消防庁長官　佐々木敦朗

AE―⑳―1200	株式会社印刷工房ハラダ
AFE―⑱―Q0015	松本商事株式会社
AFE―⑰―1201	株式会社塗装館エス・エス
CD―⑰―7099	株式会社サン・ショウ
E―⑬―45059	株式会社泉建装
E―⑪―45060	有限会社鈴木内装
E―㊷―45061	株式会社KPG　HOTEL&RESORT
E―㊷―45063	田中　輝重
E―⑮―45066	株式会社リリー
E―⑬―45067	株式会社リビングステージ
E―①―45068	有限会社アピス
E―⑳―45069	細井　政英
E―㉙―45070	株式会社KENSO
E―㉓―45071	株式会社アシスト
E―⑱―45072	株式会社リホーム
E―㊵―45073	桑原　昭
E―㉗―45074	株式会社英和
E―⑭―45075	株式会社ビルドアップ
E―⑭―45076	JINZA株式会社
E―⑬―45077	日本エアーテック株式会社
E―㊱―45078	株式会社キューブ・スペース
E―㉞―45079	有限会社奥田内装表具店
E―⑨―45080	株式会社TR建装
E―⑭―45081	石橋ホーム資材株式会社
E―㉒―45082	NAC株式会社
E―㊼―45083	株式会社若松建装
E―⑬―45084	明治商工株式会社
E―㉓―45085	飯沼　弘幸
E―㉖―45086	瀧谷　優希
E―⑬―45087	有限会社**斎**藤建築
E―⑬―45088	Mテック株式会社
E―①―45089	菊地インテリア株式会社
E―㊲―45090	株式会社フジ表具内装店
E―⑮―45091	若林　久
E―⑪―45092	高**塚**　修
E―㊺―45093	後藤　淳佑
E―㊵―45094	株式会社アルファ
E―㊵―45095	大田　哲明
E―㊵―45096	扇　享史
E―①―45097	ケイズインテリア有限会社
E―㉓―45098	有限会社インテリア　オーク
E―⑦―45099	斎藤　保宏
E―⑲―45100	秋山　英之
E―㉗―45101	株式会社モア
E―㊵―45102	株式会社sakura create
E―㉚―45103	和田　譲
E―㉓―45104	有限会社一宮創栄
E―⑬―45105	有限会社ヤマシタインテリア
E―④―45106	横山興業株式会社
E―㉒―45107	森下　義之
E―㊵―45108	山本　康由
E―⑬―45109	株式会社アッズーリ
E―⑥―45110	株式会社樹建築工房
E―㉓―45111	T―NEXT株式会社
E―⑦―45112	有限会社ワタナベ装商
E―⑭―45113	有限会社千広デザインサービス
E―㉒―45114	有限会社アラン
E―㉓―45115	山内　雄太
E―㊵―45116	森本　洋子
E―㊹―45117	株式会社清美装飾

○法務省告示第二百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社ムラバースの項中「建設機械施工」の下に「、溶接」を加える。

○法務省告示第二百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年十一月六日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表一正蒲鉾株式会社の項中「水産練り製品製造」の下に「、耕種農業」を加える。

○法務省告示第二百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

法務大臣　岩城　光英

E―㉗―45118	上村産業株式会社
E―②―45119	川越　隆司
E―②―45120	株式会社工藤室内
E―⑳―45121	株式会社グロー
E―⑫―45122	有限会社韮澤工務店
E―②―45123	南　鉄人
E―㉑―45124	株式会社ヤマガタヤ
E―㉓―45125	株式会社SAISIN
E―㉗―45126	合同会社ヒロ研創
E―⑪―45127	株式会社アキデザイン工房
E―④―45128	株式会社DAIYU
E―㉗―45129	木下　忠和
E―㉓―45130	株式会社サンクス
E―㊲―45131	有限会社オール
F―⑬―1425	エリートスクリーンジャパン株式会社
F―㉗―1429	株式会社テクノソリューションテンナインテクノロジー合同会社
F―㊼―1430	株式会社マツモト
F―㊳―1432	株式会社平誠商社
F―㊸―1433	ケミテック関南株式会社
F―㉟―1434	奈良やまと株式会社
F―㉙―1435	株式会社ナトマス
F―㉙―1437	原　真一
F―㉘―1438	GPジャパン株式会社
F―㉗―1439	ハッポー化学工業株式会社
FE―⑱―1431	